

会員の皆様へ

新型コロナウイルス 北海道も「緊急事態宣言」へ

新型コロナウイルス対策で、政府は、5月16日（日）から5月31日（月）までの期間、北海道に対し「緊急事態宣言」を発令いたしました。

石狩商工会議所では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小・小規模事業者の皆様から経営上の相談対応を行う「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しておりますので、お気軽にご相談ください。

1. 設置場所

石狩商工会議所 中小企業相談所内

石狩市花川北6条1丁目5番地

電話：0133-72-2111 FAX：0133-72-2577

2. 設置期間

令和2年1月19日から継続中（土日祝を除く）

3. 相談時間

8：45～17：15（相談は原則、事前予約制とさせていただきます）

4. 業 務

コロナ禍を起因とする各種休業支援金・給付金制度、資金繰り対策等、さまざまな経営課題に対し、相談に応じています

5. お 願 い

当所窓口にお越しの際には、感染症の流行に伴いマスク着用等の感染予防対策にご留意いただきますようお願いいたします。

6. 問い合わせ先

石狩商工会議所 中小企業相談所（経営支援課企業支援係）

電話：0133-72-2111 FAX：0133-72-2577

※今回の緊急事態宣言等についての詳細は「北海道ホームページ」をご覧ください。

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>

